

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月十日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第十二号

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則（平成二十八年六月奈良県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「係るもの」の下に「（特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものに係るものを除く。）」を加え、同項第一号中「特別償却設備に」を「特別償却設備（特定業務児童福祉施設のうち特定業務施設の新設に併せて整備されるものを除く。以下「特定業務児童福祉施設を除く特別償却設備」という。）に」、「特別償却設備を」を「特定業務児童福祉施設を除く特別償却設備を」に改め、同項第二号及び第三号中「特別償却設備」を「特定業務児童福祉施設を除く特別償却設備」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「~~特別償却設備~~」を「~~特定業務児童福祉施設を除く特別償却設備~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則第二条第一項の規定は、令和六年四月十九日から適用する。